

養護施設入所者進学促進

県、大学卒業まで補助

県は2015年度、児童養護施設の入所者らを対象に大学などの修学を支援する事業に乗り出す。児童福祉法に基づく支援が解除される20歳から卒業までの間、生活費などを補助する。関連経費を新年度当初予算案に計上する方針。

大学や短大、専修学校などを卒業するまでの支援制度を設けることで進学を促し、児童養護施設利用者の安定的な自立を図る。

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から18歳に達するまで。

これで、児童養護施設利用者は大学などに進学する学力があつた。

を果たすモデル人材を育成する狙いもある。

可能だが、20歳以上は対象外となっていた。このため、20歳以上の対象者に卒業まで一定額の補助を検討している。

ても経済的事情で断念するケースが多数あり、進学率も低い傾向がみられた。十分な教育が受けられることで就職などの際に不利になり、貧困につながる可能性もある。こうした連鎖を断ち切ろうと新制度の創設方針を決めた。

大学や短大、専修学校などを卒業するまでの支援制度を設けることで進学を促し、児童養護施設利用者の安定的な自立を図る。

県によると、児童福祉法に基づく施設利用者への措置は0歳から20歳に達するまで延長が